

JASM 賞（学会賞）規程

（目的）

第1条 日本社会福祉マネジメント学会（以下、本学会）は、社会福祉マネジメント研究の発展と質の向上に資するため、研究者らの優秀な論文等を選定し、その業績を広く顕彰することを目的として、JASM 賞規程を制定する。

（選考）

第2条 JASM 賞受賞者の選考は、本学会理事会が選考委員会となり執り行う。

2 選考は非公開とし、選考委員は内容について他言しない。

（JASM 賞）

第3条 JASM 賞は、JASM 賞への応募投稿ならびに学会誌『日本社会福祉マネジメント学会誌』に掲載された、本学会正会員による著作を審査の対象とする。

2 JASM 賞には、最優秀賞、優秀賞、奨励賞、実践レポート賞があり、選考の基準は以下の通りである。社会福祉および社会福祉マネジメント、その隣接諸学に関する理論または応用の発展に貢献するところが顕著であると認めた原著論文の執筆者に優秀賞を授与し、優秀賞の中から国際的に評価されるなど特に優れたものを選考し、最優秀賞を授与する。

3 奨励賞は、社会福祉および社会福祉マネジメント、その隣接諸学に関し、活発な研究活動を行ってきた会員に授与する。その活動の内容を本学会『日本社会福祉マネジメント学会誌』ほか成果発表の機会に公表した原著論文、研究報告を対象とする。受賞対象は、執筆者全員が、40歳未満、博士の学位取得後8年未満、修士の学位取得後8年未満、入職後10年未満のいずれかであるものとする。

4 実践レポート賞は、社会福祉および社会福祉マネジメントに関する先進的、特徴的、萌芽的、挑戦的などの実践を行い、その実践が社会福祉の発展に資することを示した優秀なレポートに授与する。自主研究、活動報告も対象となる。

細則

1. 理事会は、受賞者を決定した場合には、受賞理由を学会誌及びウェブページにおいて公表するものとする。
2. JASM 賞の対象は、選考時以前の2年間に発行された『日本社会福祉マネジメント学会誌』に掲載された論文等を含むものとする。
3. 受賞者には、次の記念品および賞状等を授与する。賞状および副賞賞金
4. 複数の執筆者による論文等に対しては、賞金は筆頭執筆者に送るものとする。

付則

この規程は2021年12月20日から施行し、改廃は理事会において定める。

この規程は 2022 年 1 月 20 日に一部改正し、実施する。